

特定非営利活動法人魚沼地域医療連携ネットワーク協議会  
ICTを活用した情報ネットワークシステムに関する運用規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人魚沼地域医療連携ネットワーク協議会が設置する魚沼地域医療介護連携ネットワークシステム（以下、「うおぬま・米（まい）ねっと」という。）における情報資産の管理および運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ネットワーク利用目的)

第2条 ネットワークは、加入者の同意に基づき、加入者の薬の処方、検体検査、注射、画像等の各医療データおよび介護施設等におけるケア情報を利用施設において、当該加入者の診療等のために利用閲覧し情報を共有することにより、安全で良質な医療等を受けることができる。さらに、災害時や救急時にも情報によって貢献ができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「協議会」とは、特定非営利活動法人魚沼地域医療連携ネットワーク協議会のことをいう。
- (2) 「うおぬま・米（まい）ねっと」とは、協議会が構築し、管理運営するIT技術を活用した魚沼地域医療介護連携のシステムをいう。
- (3) 「利用施設」とは、協議会にネットワークを利用する医療、介護施設等として承認された施設のことをいう。
- (4) 「加入者」とは、うおぬま・米（まい）ねっとを利用してサービスを受けるための登録が完了している住民・患者をいう。
- (5) 「利用者」とは、システムを利用する利用施設の職員であり、システムを操作・閲覧をする者をいう。
- (6) 「情報閲覧制限」とは、利用施設ごと、職種ごとによって、閲覧できる情報の範囲に制限を持たせることをいう。
- (7) 「ID-Link」とは医療情報連携システムの総称をいう。
- (8) 「Team」とは多職種連携システムの総称をいう。

(システムの運営主体および運用主体について)

第4条 本システムの運営主体は協議会とする。

2 運用責任者は協議会理事長とする。

3 本システムの運用管理者（以下「運用管理者」という。）は、協議会事務局の職員とする。

(運用管理者の業務)

第5条 運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 登録（加入・変更・中止）申請書の受付・受理・決定 ※「個人情報保護に関する誓約書」の管理を含む。
- (2) ID・パスワードの発行（変更・中止）手続きおよび通知
- (3) システム利用環境の整備（必要機器の搬入、ソフトウェアのインストール等）
- (4) システム利用者への操作説明
- (5) データベース管理（システム利用者の入力情報整理、加入者情報の入力・情報整理等）
- (6) 不正利用の監視および必要時の指導・停止
- (7) 加入者に対するの相談対応（問い合わせの窓口設置）

(管理責任者)

第6条 システムを利用する施設の長は、その管理責任を負うものとする。また、システムの管理・運用のために管理責任者を設置しなければならない。

2 システムを利用する施設の長は、配置した管理責任者の氏名・役職を協議会の長に届けなければならない。

(管理責任者の責務)

第7条 管理責任者はIDおよびパスワードを適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、当該施設内でシステムが適正に利用されているか監視する。また、不適正な利用がある場合には、改善を求めることができるものとする。

3 管理責任者は、施設内で起きた不適正利用などの事象を運営管理者へ報告する義務を負う。

4 管理責任者は、端末操作方法、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する研修を受けなければならない。

5 管理責任者は、システムに接続する端末にセキュリティを維持するために、ウイルス対策ソフト導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

(利用者の責務)

第8条 利用者がシステムを利用するに際しては、本規程のほか「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報の法令を遵守し、「個人情報保護に関する誓約書」を協議会に提出しなければならない。

2 利用者は、システムを通じて入手した医療・介護情報については、適正な利用に努めるとともに、診療、説明および閲覧目的以外に利用してはならない。

3 利用者は、付与されたIDおよびパスワードを適正に管理しなければならない。

- 4 利用者は、システム利用時に発生した事象を管理責任者に報告する義務を負う。
- 5 管理責任者および利用者は、IDおよびパスワードの紛失、盗難および漏洩を確認した場合は、速やかに協議会に通知しなければならない。

(利用申請)

第9条 システムを利用しようとする施設は、所定の書面により協議会あてに利用申請を行うものとする。

- 2 利用申請があった場合は、協議会の長が審査を行い、承認を行うものとする。なお、本規程施行前からシステムを利用している施設は、この限りではない。

(利用時間)

第10条 システムの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対し事前に通知した上で運用を停止し、不定期に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止する場合がある。

(機能の変更)

第11条 システムの良好な運用を維持するために必要な場合において、システムに関する機能や利用時間の変更又は停止を行う。

- 2 前項の規定により変更又は停止するときは、管理責任者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他運用管理者が特に必要があると認めた場合には、この限りではない。

(医療・介護情報の利用)

第12条 運用管理者が管理対象とする、加入者の医療・介護情報（以下「情報」という。）は、システムを介して送受信される全ての個人情報とする。

- 2 システム利用施設であればすべての情報を閲覧・利用することができるものとする。
- 3 前項の情報を利用できるのは、加入者から中止の届けがあるまで有効とする。

(システムで取得した情報の取り扱い)

第13条 システムで取得した情報の取り扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として閲覧している利用者および利用施設に責任の所在が帰属する。
- (2) システムで取得した情報は、自施設における記録の一部であるという認識を持ち、自施設の記録と同様に慎重に扱わなければならない。
- (3) システムで取得した情報を学術目的で利用する場合は、加入者又はその家族に別途同意を得たうえ、匿名化を条件に利用することができる。

(利用端末)

第14条 携帯用端末（iPad等）でシステムを接続する場合には、端末の紛失・盗難に十分な配慮を心がけるとともに、必ず端末起動時にパスワード認証を設定しなければならない。

(通信内容の削除)

第15条 通信内容について次の各号に該当する場合、運用管理者は内容の削除を行うものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜される恐れがあるとき。
- (2) 法令等の各条項に違反したとき。

(運用規程の変更)

第16条 この運用規程の変更は、協議会の承認を得るものとする。

(連携施設の選定基準)

第17条 利用施設は、実際の現場において、医療、福祉、介護、保険薬局等の施設と連携を検討する際、ネットワークの利用の有無を選定基準としてはならない。

(利用料)

第18条 ネットワークの利用料については別に定める。

(その他必要事項)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、協議会において定めるものとする。ただし、緊急その他、運用管理者の特別な理由があるときは、この限りではない。

附則

(施行期日)

この規程は2019年4月1日より施行する。